

電気供給約款別紙（北陸電力送配電株式会社管内）

実施要綱 北陸 お得電力 低圧季節別時間帯別電力

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

富山県、石川県、福井県（一部を除く）、岐阜県の一部

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）ホ（基本料金および電力量料金単価）(a)に定めるとおりとします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（北陸お得電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。ただし、時報用または警報用のみに使用する場合等の需要は含みません。

(a)契約電力が、原則として50キロワット未満であること。

(b)1需要場所において電灯または小型機器を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この

場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において電灯または小型機器を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。なお、この実施要綱から他の契約種別等に変更された後1年に満たないお客さまについては、この実施要綱を適用いたしません。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ) 契約電力

(a)契約電力は、当社とご契約する直前の契約電力、または、本約款別表5(契約容量および契約電力の算定方法)(2)または(3)により算定された値といたします。

ニ) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(a) ピーク時間

毎年7月1日から9月30日までの毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

(b) その他時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

ホ) 基本料金および電力量料金単価(税込)

(a)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金	10kVAまで	1 契約	14,244円45銭
	10kVAをこえる 1kVAにつき	1 kVA	1,424円45銭

(b)電力量料金単価

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、ピーク時間に使用された電力量に

はピーク時間料金を、その他時間に使用された電力量にはその他時間料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月にピーク時間を含む期間およびピーク時間を含まない期間がともに含まれる場合のその1月のピーク時間の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の毎日午後1時から午後4時までの使用電力量をその1月に含まれるピーク時間を含む期間の日数およびピーク時間を含まない期間の日数の比であん分してえた値といたします。

電力量料金	ピーク時間	1kWh	23円25銭
	その他時間	1kWh	23円25銭

へ) 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として毎日午後1時から午後4時までの時間帯とそれ以外の時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、本約款15（使用電力量の算定）に準ずるものといたします。なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、次によります。

- (a)30分単位で計量しない場合は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するもの）といたします。
- (b)30分単位で計量する場合は、各時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和5年8月1日から実施いたします。